

## 外国人への医療サービス提供の充実

### (外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等)

#### 1) 外国人医師の医療解禁

優れた外国企業や外国人を日本にもっと呼び込む必要性は、唱えられて久しいが、なかなか実現できずにきた。大きな要因は、医療、教育などの生活環境面の問題である。

医療に関して、例えば、外国人医師の医療行為に係る制約の問題がある。

我が国では、外国人医師による医療行為は基本的に認められていない。

これに対し、諸外国の状況を公開文献により調べると、例えば以下のような例がある。

- ・ 対日アクセス実態調査報告書（2001年、JETRO）によれば、ドイツでは、EU域内の医師資格者は認定しているほか、その他の国の医師資格者も期間限定で医療行為が認められる、
- ・ フランスは、2002年に施行された公衆衛生法典により、EU域外の医師資格者について、フランス語能力の証明、3年以上の病院勤務経験、医師会への登録、保健省の許可を条件に、医療行為が認められることとなった、
- ・ シンガポールでは、アジアの医療ハブとなることを目指し、外国で資格取得した医師の受入れ、外国の一流医療施設の誘致等を進めている、
- ・ 韓国の経済特区では、外国医療機関の設立が認められている、など。

したがって、少なくとも特区において、外国人医師による医療行為の解禁を検討すべきである。

なお、我が国では、従来から臨床修練の制度があり、研修目的、2年限定などの厳格な要件のもとで外国人医師の受入れがなされてきた。

この制度については、平成22年閣議決定において、年限の弾力化、教授・研究目的への拡充などにつき、「平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる」との決定がなされている。

こうした決定事項さえ守られていないことは問題であり、少なくとも、これらは直ちに実施すべきである。

## 2) 医療ツーリズムの推進

外国から優れた医師も集め、最先端の医療拠点を作り、外国からの患者（国内に居住する外国人のみならず、受診目的で来日する外国人患者）も呼びこめるようにすることは、結果として、我が国の医療水準を高め、国民に対するより良い医療サービスの提供につながる。また、政府が推進する医療システム輸出にも直結するはずである。

政府として、医療ツーリズムの拡大について、明確な目標を定めるべきである。

## 3) 病床規制の見直し

高度な医療を提供するため、域外・海外からの患者を受け入れようとする医療機関に対しても、病床規制により増床が容易に認められないことは、合理性を欠く。

そもそも病床規制は、昭和60年に医療費抑制を目的に設けられたが、その後の自己負担率拡大等に伴い、平均入院日数は大幅に低下しており、制度設立当初の必要性は失われてきていると考えられる。

病床規制そのものの必要性について見直すべきであり、少なくともまず、外国人対応を主に意図した増床について（保険診療に用いられる可能性が完全に排除できないとしても）病床規制の枠外とするなどの措置を早急に講ずべきである。